

平成 30 年度（第 68 回）  
関西シニアゴルフ選手権 第 4 地区予選競技

期 日 平成 30 年 6 月 19 日 予備日 6 月 25 日  
場 所 太子カントリー倶楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭（白杭に赤テープを巻いたものを含む）をもって標示する。ただし、第 2 番と 7 番ホールを除くホールでは、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を定める。
4. 排水溝は動かせない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 第 2 番、8 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない（規則 20-5）。この場合は別の球に取り替えることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
8. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
9. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2, 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。  
注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。
10. どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかつたために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。
11. 人口の表面を持つ道路と白線で繋がれた区域はその道路の一部とみなす。
12. 第 10 番、11 番、17 番ホールでは、白テープが巻かれた青杭で定められた区域にある球は、罰なしに拾い上げてふくことができる。球を拾い上げる前に、プレーヤーはその位置をマークしなければならない。球を拾い上げた後、プレーヤーはその球を元の位置より、1 クラブレンジスの範囲内で、ホールに近づかず、ハザード内でもパッティンググリーン上でもない所にプレースしなければならない。

プレーヤーは自分の球を一度だけプレースすることができ、球がプレースされた時点でその球はインプレーとなる（規則 20-4 参照）。球がプレースされた箇所に止まらない場合は、規則 20-3d が適用となる。プレースした球がプレースした箇所に止まり、その後で球が動いても、罰はない。その球は他の規則の規定が適用となるのでなければならない。

プレーヤーが球を拾い上げる前にその位置をマークしなかったり、球をインプレーに戻す前にボールマーカーを動かしたり、他の方法（クラブで球を転がすなど）で球を動かした場合、プレーヤーは 1 打の罰を受ける。このローカルルール違反の罰は 2 打。プレーヤーがこのローカルルールの一般的の罰を受ける場合、このローカルルールによる罰（1 打の罰）は加える必要はない。

## 競技の条件

### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

### 2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 3. クラブと球の規格

(a)『適合ドライバーヘッドライトの条件・規則付 I (B)1a』を適用する。

(b)『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』  
(裁定4-1/1) を適用する。

(c)『公認球リストの条件・規則付 I (B)1b』を適用する。

### 4. 競技終了時点

本予選競技は競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

### 5. ホールとホールの間での練習禁止

『規則付 I (B)5b』を適用する。

### 6. プレーの中止と再開

(1) プレーの中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中止となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。

(3) プレーの中止と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

### 7. 移動

競技者は正規のラウンド中、第 9 番から 10 番、16 番パッティンググリーンから 17 番 2nd ショット地点、18 番から 1 番ホールへの移動および委員会が別途認めた場合を除きいかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。この条件の違反の罰は『規則付 I (B)8 移動』を適用する。

### 8. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I (B)2』を適用する。

## 注意事項

- 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱を限度とする。
- ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、規則 8 により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。
- 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 貝原 剛